

Kターン若者雇用拡大奨励金

- 1 対象となる方は、雇用日時点で40歳未満の方。
Kターン(KujilにU・J・Iターン)または大卒等Kターンをした方。
- 2 対象となる事業主は、市内に事業所、店舗、工場を有し事業を営んでいる方とします。

「Kターンをして
就労した若者に10万円」
「雇用の場を確保した
事業主に1人当たり5万円」

Kターンについて

- 1 Uターン 久慈市から久慈地域(久慈市、洋野町、野田村及び普代村をいう。)外に移住し、かつ5年以上居住した後、久慈市に転入すること。
- 2 J・Iターン 岩手県外に5年以上居住した後、久慈市に転入すること。

大卒等新卒Kターンについて

学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学、短大、高等専門学校を雇用される年の3月に卒業(修了)し、その年の6月末日までに雇用されて久慈市に転入すること。

〈お申込み・お問い合わせ〉

久慈市商工振興課

〒028-8030

久慈市川崎町1-1

TEL 0194-75-3891

E-mail

syoukou@city.kuji.iwate.jp

Kターン若者雇用拡大奨励金について

Kターンをした若者に対する奨励金制度の概要

- 1 奨励金の額は、1人**10万円**とします。
- 2 常用雇用者を対象とします。(原則として、①期間の定めのない雇用または期間の定めがある雇用であるが雇止めの予定がないもの、②フルタイム雇用、③雇用保険の一般被保険者を対象とします。) ※**公務員は対象外**です
- 3 雇用された日から6か月が経過した方を対象とします。
- 4 申請した日において市内に住民登録し、かつ市内の事業所に勤務している方を対象とします。 ※市内に住民登録した日以後270日以内に雇用された方に限る
- 5 納期の到来した市税を完納している方を対象とします。
- 6 風営法適用事業所(パチンコ店等を除く。)、暴力団員は対象外とします。
- 7 事業主または事業所の取締役もしくは監査役の2親等以内の親族(注)ではない方を対象とします。注:祖父母・父母・兄弟姉妹など

事業主に対する奨励金制度の概要

- 1 奨励金の額は、Kターンをした若者**1人当たり5万円**とします。
- 2 申請日から6か月前までの間に事業主都合の解雇をしている場合は対象外とします。
- 3 他の奨励金の交付を受けている場合は対象外とします。
- 4 **3年間市外に転勤させない**と事業主が認めた方を対象とします。
- 5 その他の要件は、Kターンをした若者の要件2~7と同じです。

申請の期日

申請は、雇用日から6か月経過後、1年以内に行ってください。

(例)雇用日:平成30年4月1日の場合

申請期間:平成30年10月1日～平成31年10月1日

申請様式ダウンロード

久慈市 Kターン若者

検索 